

津波及び洪水に関する避難確保計画

学校名：和歌山市立三田小学校

令和元年10月4日作成

令和5年12月26日改定

第1章 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第71条第1項及び水防法第15条の3第1項に定める「避難確保計画」に適合するものであり、津波及び洪水からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

なお計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を市へ提出するものとし、必要に応じこれを更新し、重要部分において変更があった場合は、市へ再提出する。

第2章 計画の適用範囲

この計画は、主として児童・生徒を対象とするものであり、原則課業日を想定するものである。

第3章 防災体制

[1]津波

《津波到達時間が短い場合（南海トラフ地震等）》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・緊急地震速報	津波情報等の情報収集	管理職
警戒体制	・津波注意報発表	津波情報等の情報収集	管理職
		避難の準備	
		・使用する資器材の準備	教職員
		・児童・生徒への事前連絡	教職員
・周辺住民への事前協力依頼	管理職		
非常体制	・避難指示の発令 ・津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表	避難誘導	全職員

《津波到達時間が長い場合（チリ地震等の遠地地震）》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・緊急地震速報 ・遠地地震に関する情報	津波情報等の情報収集	管理職
警戒体制	・津波注意報発表	津波情報等の情報収集	管理職
		避難の準備	
		・使用する資器材の準備	教職員
		・児童・生徒への事前連絡	教職員
・周辺住民への事前協力依頼	管理職		
非常体制	・避難指示の発令 ・津波警報発表 ・津波特別警報（大津波警報）発表	避難誘導	全職員

[2]洪水

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報発表 和田川氾濫注意情報発表 紀の川氾濫警戒情報発表 亀の川氾濫警戒情報発表 	気象情報、水位情報等の情報収集	管理職
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報発表 和田川氾濫警戒情報発表 紀の川氾濫警戒情報発表 亀の川氾濫警戒情報発表 	気象情報、水位情報等の情報収集	管理職
		避難の準備	
		・使用する資器材の準備	教職員
		・児童・生徒への事前連絡	教職員
		・周辺住民への事前協力依頼	管理職
非常体制	・高齢者等避難の発令	避難誘導	管理職
	<ul style="list-style-type: none"> 和田川氾濫危険情報発表 紀の川氾濫警戒情報発表 亀の川氾濫警戒情報発表 避難指示の発令 	避難完了	全職員

※[1][2]の上記のほか、校長の指揮命令に従うものとする。

●登校前：津波・洪水警報発表時→自宅待機

●登校後：津波・洪水警報発表時→避難開始

第4章 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール、防災行政無線、市防災情報メール
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、防災行政無線、市防災情報メール
洪水予報、水位到達情報	テレビ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難勧告・避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール、市防災情報メール

- 停電時は、ラジオ、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

- ぐるりんメールにて、津波情報等の情報を学校内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、児童・生徒に対し、「非常体制に移行した場合には南校舎4階へ避難する」旨を連絡する。(ただし津波の場合は、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。)
- 非常体制に移行した場合には、和歌山市教育委員会に「これより南校舎4階(避難場所)に避難する」旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、児童・生徒に対し、「非常体制に移行したので、南校舎4階(避難場所)へ避難する。保護者の引き渡しは本校給食室前において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。(ただし津波の場合は、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。)
- 避難の完了後、児童・生徒に対し、「避難が完了。これより本校給食室前において児童・生徒の引き渡しを行う」旨を連絡する。

第5章 避難誘導

[1]津波

(1) 避難場所

以下のとおり津波の浸水想定を鑑み、目標避難場所を設定する。

南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.1) による津波想定	本学校で想定される浸水の高さ		本学校で想定される到達時間
	1階までの浸水 (10cm)		117分
津波からの避難場所	第1目標	南校舎4階(パソコン室、被服室、廊下)	

(2) 避難経路

- 校内の避難経路については、各教室から最も近い階段を上り、4階を目指す。

(3) 避難方法

- 避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、教職員、児童・生徒に周知する。
- 日頃より、避難場所(校外と校内)や避難経路を校内に掲示し、児童・生徒や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に教職員を配置する。
- 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水のおそれのある階又は学校からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 学校周辺や避難経路の点検

①学校周辺の点検

- ・避難場所に移動する際、学校敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・校内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・避難場所までの避難経路を確認するとともに、地震で天井等が倒壊し、移動が困難になる恐れのある箇所等をあらかじめ把握し、教職員に情報を共有する。

[2]洪水

(1) 避難場所

以下のとおり洪水の浸水想定を鑑み、目標避難場所を設定する。

想定最大規模降雨による洪水想定	対象河川		本学校で想定される浸水の高さ
	和田川、紀の川、亀の川		1階までの浸水
洪水からの避難場所	第1目標	校舎2階以上の各教室	

(2) 避難経路

- 校内の避難経路については、最も近い階段を上り、2階以上の教室を目指す。

(3) 避難方法

- 避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、教職員、児童・生徒に周知する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に教職員を配置する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または学校施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 学校周辺や避難経路の点検

①学校周辺の点検

- ・避難場所に移動する際、学校敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・校内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる恐れのある箇所等をあらかじめ把握し、教職員に情報を共有する。

第6章 避難の確保を図るための学校施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりとし、日頃からその維持管理に努めるものとする。
- この他、停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池 携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（教職員、児童・生徒）、案内旗、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

第7章 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

学校管理者は、警戒避難体制に関して、教職員に対して研修を行い、情報伝達や早期避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 津波の特性
- ② 河川洪水の特性
- ③ 情報収集及び伝達体制
- ④ 避難判断・誘導
- ⑤ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め本避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

その他、家族への引渡し訓練等、学校の実態にあわせた訓練内容を検討し、実施する。

(3) 訓練の実施時期

訓練は、下記について年間概ね3回程度行う。

- ① 新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で講師等採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を実施する。
- ③ 洪水を想定した訓練については、出水期前（6月まで）に実施する。

※ 若竹学級については、学校の避難計画に準ずる。ただし、時間外・週休日においては第3章防災体制を若竹職員で体制を組み避難確保に取り組む。

自営水防組織の設置について

- ・自営水防組織の設置 なし